

## VIII その他の改正

### 1 役員給与の損金不算入制度の整備

#### 〔制度の概要〕

法人がその役員に対して支給する給与(注)のうち次に掲げる給与のいずれにも該当しないものの額は、その法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しないこととされています(旧法34①)。

(注) 次の給与を除きます。

- ① 退職給与
- ② 旧法第54条第1項《新株予約権を対価とする費用の帰属事業年度の特例等》に規定する新株予約権による給与
- ③ ①及び②以外のもので使用人としての職務を有する役員に対して支給するその職務に対する給与
- ④ 法人が、事実を隠蔽し、又は仮装して経理をすることによりその役員に対して支給する給与

#### (1) 定期同額給与

その支給時期が1月以下の一定期間ごとである給与(以下「定期給与」といいます。)でその事業年度の各支給時期における支給額が同額であるもの(旧法34①一)

#### (2) 事前確定届出給与

その役員の職務につき所定の時期に確定額を支給する旨の定めに基づいて支給する給与(定期同額給与及び利益連動給与(利益に関する指標を基礎として算定される給与をいいます。以下同じです。))を除きます。)で、定期給与を支給しない役員に対して支給する給与(同族会社に該当しない法人が支給するものに限り、)以外の給与にあっては納税地の所轄税務署長にその定めの内容に関する届出をしているもの(届出要件)(旧法34①二)

#### (3) 一定の利益連動給与

同族会社に該当しない法人がその業務を執行する一定の役員(以下「業務執行役員」といいます。)に対して支給する利益連動給与で次の要件を満たすもの(旧法34①三、旧法令69⑦⑩)

イ その算定方法が、その事業年度の利益に関する指標を基礎とした客観的なもので、次の要件を満たすものであること

- (イ) 確定額を限度としているものであり、かつ、他の業務執行役員に対して支給する利益連動給与に係る算定方法と同様のものであること
- (ロ) その事業年度開始の日の属する会計期間開始の日から3月を経過する日までに、報酬委員会の決定その他適正な手続を経ていること
- (ハ) その内容が、上記(ロ)の決定又は手続の終了の日以後遅滞なく、有価証券報告書に記載されていること等一定の方法により開示されていること

ロ 上記イの利益に関する指標の数値が確定した後1月以内に支払われ、又は支払われる見込みであること

ハ 損金経理をしていること

#### 〔改正の内容〕

#### (1) 届出要件を不要とする事前確定届出給与の追加

事前確定届出給与について、特定譲渡制限付株式(注1)及びその特定譲渡制限付株式に係る承継譲渡制限付株式(注2)による給与は、納税地の所轄税務署長への届出が不要とされました(法34①二)。

(注1) 特定譲渡制限付株式は、法第54条第1項に規定する特定譲渡制限付株式(30ページⅧ2〔創設された制度の概要〕の(1)参照)のうち、役員の職務につき株主総会等の決議(その職務の執行の開始の日から1月を経過する日までにされるものに限り、)によりその役員の職務につき所定の時期に確定額を支給する旨の定め

(その決議の日から1月を経過する日までに、その職務につきその役員に生ずる債権の額に相当する特定譲渡制限付株式を交付する旨の定めに限ります。)をした場合におけるその定めに基づいて交付されるものに限ります(法令69②)。

(注2) 承継譲渡制限付株式とは、法第54条第1項に規定する承継譲渡制限付株式(30ページⅧ2〔創設された制度の概要〕の(2)参照)をいいます。

## (2) 利益連動給与の算定指標の明確化

利益連動給与の算定指標について、次に掲げる指標(有価証券報告書に記載されるもので、利益に関するものに限ります。)とされました(法34①三イ、法令69⑧)。

イ その事業年度における有価証券報告書に記載されるべき利益の額

ロ 上記イに掲げる指標の数値にその事業年度における減価償却費の額、支払利息の額その他の有価証券報告書に記載されるべき費用の額を加算し、又はその指標の数値からその事業年度における受取利息の額その他の有価証券報告書に記載されるべき収益の額を減算して得た額

ハ 上記イ及びロに掲げる指標の数値の次に掲げる金額のうち占める割合又はその指標の数値をその事業年度における有価証券報告書に記載されるべき発行済株式(自己が有する自己の株式を除きます。)の総数で除して得た額

(イ) その事業年度における売上高の額その他の有価証券報告書に記載されるべき収益の額又はその事業年度における支払利息の額その他の有価証券報告書に記載されるべき費用の額

(ロ) 貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額

(ハ) 上記(ロ)に掲げる金額から貸借対照表に計上されている総負債(新株予約権に係る義務を含みます。)の帳簿価額を控除した金額

ニ 上記イからハまでに掲げる指標の数値がその事業年度前の事業年度のその指標に相当する指標の数値その他のその事業年度において目標とする指標の数値であって既に確定しているもの(以下「確定値」といいます。)を上回る数値又は上記イからハまでに掲げる指標の数値の確定値に対する比率

ホ 上記イからニまでに掲げる指標に準ずる指標

### 〔適用時期〕

平成28年4月1日以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます(改正法附則21)。

## 2 譲渡制限付株式を対価とする費用の帰属事業年度の特例制度の創設

### 〔創設された制度の概要〕

法人が個人から役務の提供を受ける場合において、その役務の提供に係る費用の額につきその対価としてその法人又はその法人との間に一定の関係がある法人の特定譲渡制限付株式が交付されたとき(承継譲渡制限付株式が交付されたときを含みます。)は、その個人においてその役務の提供につき所得税法その他所得税に関する法令の規定によりその個人の給与所得その他の一定の所得の金額に係る収入金額とすべき金額又は総収入金額に算入すべき金額を生ずべき事由(以下「給与等課税事由」といいます。)が生じた日においてその役務の提供を受けたものとして、法人税法の規定を適用することとされました(法54①)。

ただし、その個人においてその役務の提供につき給与等課税事由が生じないときは、その役務の提供を受ける法人のその役務の提供を受けたことによる費用の額又はその役務の全部若しくは一部の提供を受けられなかったことによる損失の額は、損金の額に算入されません(法54②)。

### (1) 適用対象となる特定譲渡制限付株式

本制度の対象となる特定譲渡制限付株式とは、その法人又はその法人との間に一定の関係(注1)がある法人の譲渡制限付株式(注2)であってその役務の提供の対価としてその個人に生ずる債権の給付と引換えにその個人に交付されるものその他その個人に給付されることに伴ってその債権が消滅する場合のその譲渡制限付株式をいいます(法54①)。

(注1) 一定の関係とは、譲渡制限付株式の交付の直前にその役務の提供を受ける法人と他の法人との間に他の法人がその役務の提供を受ける法人の発行済株式又は出資の全部を保有する関係があり、かつ、その交付の時からその譲渡制限付株式に係る譲渡制限期間((注2)イ参照)終了の時までその関係が継続することが見込まれている場合におけるその関係をいいます(法令111の2①)。

(注2) 譲渡制限付株式とは、次の要件に該当する株式をいいます(法令111の2②)。

イ 譲渡(担保権の設定その他の処分を含みます。)についての制限がされており、かつ、その譲渡についての制限に係る期間(譲渡制限期間といいます。以下同じです。)が設けられていること

ロ 法第54条第1項の個人から役務の提供を受ける法人又はその株式を発行し、若しくは同項の個人に交付した法人がその株式を無償で取得することとなる一定の事由(\*)が定められていること

(\*) 一定の事由とは、次の事由に限ります。

① その株式の交付を受けた個人が譲渡制限期間内の所定の期間勤務を継続しないこと又はその個人の勤務実績が良好でないことその他のその個人の勤務の状況に基づく事由

② 上記(注2)ロに掲げる法人の業績があらかじめ定めた基準に達しないことその他のこれらの法人の業績その他の指標の状況に基づく事由

### (2) 適用対象となる承継譲渡制限付株式

本制度の対象となる承継譲渡制限付株式とは、合併によりその合併に係る被合併法人の特定譲渡制限付株式を有する者に対し交付されるその合併に係る合併法人の譲渡制限付株式その他の一定の譲渡制限付株式をいいます(法54①、法令111の2③)。

### (3) 給与所得その他の一定の所得

給与所得その他の一定の所得とは、所得税法に規定する給与所得、事業所得、退職所得及び雑所得をいいます(法令111の2④)。

#### 申告に当たっての注意点

本制度の適用がある場合には、その事業年度の確定申告書に、特定譲渡制限付株式の一株当たりの交付の時の価額、交付数、その事業年度において譲渡についての制限が解除された数その他その特定譲渡制限付株式又は承継譲渡制限付株式の状況に関する明細書を添付する必要があります(法54③)。

#### 〔適用時期〕

平成28年4月1日以後にその交付に係る決議(その決議が行われない場合には、その交付)をする特定譲渡制限付株式及び承継譲渡制限付株式について適用されます(改正法附則24)。

### 3 その他

○ その他、法人税に関する事項について、次の改正が行われました。

| 改正事項  | 改正の内容  | 適用時期等  |
|---|--|--|
| <p>(1) 適格組織再編成における株式の保有関係等<br/>(法令4の3④⑧⑫、改正法令附則3)</p> <p>(法令4の3⑧、改正法令附則3)</p> <p>(法令4の3⑮二、⑳二、改正法令附則3)</p> | <p>○ 組織再編税制における適格要件について、次のとおり見直しが行われました。</p> <p>イ 共同で事業を営むための新設合併、新設分割又は株式移転に係る適格要件のうち株主等の数が50人以上である場合の株式継続保有要件の判定について、明確化されました。</p> <p>ロ 共同で事業を営むための適格分割型分割の要件について、分割法人の全てが資本又は出資を有しない法人である場合には株式継続保有要件を除外して判定することとされました。</p> <p>ハ 共同で事業を営むための適格株式交換等の要件のうち役員継続要件について、その株式交換等前の株式交換完全子法人等の特定役員がその株式交換等に伴って退任をするものでないこととされました。</p>   | <p>平28.4.1以後に行う合併等について適用され、同日前行った合併等については、従来どおり適用されます。</p> <p>平28.4.1以後に行う分割について適用され、同日前行った分割については、従来どおり適用されます。</p> <p>平28.4.1以後に行う株式交換等について適用され、同日前行った株式交換等については、従来どおり適用されます。</p> |
| <p>(2) 分割型分割の定義(法22の九イ、改正法附則22①)</p>  | <p>○ 分割型分割の範囲について、分割により分割対価資産の全てが分割法人の株主等に直接に交付されるものが追加されました。</p>  | <p>平28.4.1以後に行われる分割について適用され、同日前行われた分割については、従来どおり適用されます。</p>  |
| <p>(3) 適格現物出資の定義(法22の十四、法令4の3⑨、改正法附則22②)</p> <p>(法22の十四、法令4の3⑩⑪、改正法附則22②)</p>                             | <p>○ 適格現物出資の対象となる現物出資の範囲について、次のとおり見直しが行われました。</p> <p>イ 外国法人に国内資産等の移転を行う現物出資のうちその国内資産等の全部がその外国法人の恒久的施設に属するものが追加されました。ただし、移転する国内資産等に国内不動産等の一定の国内源泉所得を生ずべき資産が含まれる場合には、その資産について現物出資後に内部取引を行わないことが見込まれているものに限られます。</p> <p>ロ 次の現物出資が除外されました。<br/>           (イ) 外国法人が他の外国法人に国外資産等の移転を行う現物出資のうちその国外資産等の全部又は一部が他の外国法人の恒久的施設に属するもの<br/>           (ロ) 内国法人が外国法人に特定国外資産等(その現物出資の日以前1年以内に内部取引等により国外資産等となった資産(現金、預貯金、棚卸資産(国内にある不動産等を除きます。)及び有価証券を除きます。)をいいます。)の移</p> | <p>平28.4.1以後に行われる現物出資について適用され、同日前行われた現物出資については、従来どおり適用されます。なお、被現物出資法人の同日前に開始し、かつ、同日以後に終了する事業年度の同日からその事業年度終了の日までの間に行われる現物出資についても従来どおり適用されます。</p> <p>同上</p>                          |

| 改正事項  | 改正の内容  | 適用時期等   |
|---|--|---|
|   | <p>転を行う現物出資のうち、その特定国外資産等の全部又は一部がその外国法人の恒久的施設に属しないもの</p>  |   |
| <p>(4) <b>収益事業の範囲</b> (法令5①一、改正法令附則2)</p> <p>(法令5①二ホ、改正法令附則1二、4)</p>  | <p>○ 公益法人等の収益事業の範囲について、次のとおり見直しが行われました。</p> <p>イ 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構が原蚕種並びに桑の接穂及び苗木の生産及び配布の業務として行う物品販売業が収益事業から除外されました。</p> <p>ロ 民間都市開発推進機構が参加業務として行う不動産販売業及び不動産貸付業を収益事業から除外する措置における支援限度額の算定対象となる施設に都市再生特別措置法の整備計画に記載された国際競争力強化施設が追加されました。</p>        | <p>平28.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。</p> <p>改正都市再生特別措置法(平28.4.28現在審議中)の施行の日以後に終了する事業年度分の法人税について適用され、同日前に終了した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。</p> |
| <p>(5) <b>寄附金の損金不算入</b><br/>(昭40大蔵省告示第154号、平28財務省告示第93号)</p>  | <p>○ 義務教育学校を設置する学校法人に対する寄附金について、小学校及び中学校を設置する学校法人に対する寄附金と同様に、指定寄附金等の対象とされました。</p>  | <p>平28.4.1以後に支出する寄附金について適用されます。</p>   |
| <p>(6) <b>国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入</b> (旧法令79四、改正法令附則7①)</p> <p>(法令79六、法規24の2、改正法令附則7②)</p> <p>(旧法令79七、改正法令附則7①)</p> | <p>○ 対象となる国庫補助金等の範囲について、次のとおり見直しが行われました。</p> <p>イ 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律に基づく独立行政法人空港周辺整備機構等の補助金が除外されました。</p> <p>ロ 日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律に基づく独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の助成金で一定の鉄道施設等の整備に係るものが追加されました。</p> <p>ハ 電波法に基づく指定周波数変更対策機関の給付金が除外されました。</p> | <p>平28.4.1前に交付を受けた補助金については、従来どおり適用されます。</p> <p>平28.4.1以後に交付を受ける助成金について適用されます。</p> <p>平28.4.1前に交付を受けた給付金については、従来どおり適用されます。</p>   |
| <p>(7) <b>貸倒引当金勘定への繰入限度額</b> (法令96④三、改正法令附則1一、8)</p>  | <p>○ 対象となる法人の範囲について、株式会社日本貿易保険が追加されました。</p>  | <p>平29.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用されます。</p>   |
| <p>(8) <b>有価証券の取得価額</b> (法令119①九ロ、十一ロ、改正法令附則9)</p>  | <p>○ 適格株式交換等により取得をした株式交換完全子法人等の株式の取得価額について、株主が50人以上である株式交換完全子法人等の場合には、その株式交換完全子法人等の前期期末時における簿価純資産価額にその前期期末時からその適格株式交換等の直前の時までの資本金等の額等の増減を調整したものとすることとされました。</p>  | <p>平28.4.1以後に行われる株式交換等により取得をする株式交換完全子法人等の株式について適用され、同日前に行われた株式交換等に</p>  |

| 改正事項  | 改正の内容  | 適用時期等  |
|---|--|--|
|   |  | より取得をした株式交換完全子法人等の株式については、従来どおり適用されます。   |
| (9) 公益法人等が普通法人に移行する場合の所得の金額の計算（法64の4③、法令131の5①⑩～⑬、法規27の16の4②、改正法附則1十イ）              | ○ 課税対象となる累積所得金額から控除する金額等の範囲について、その移行する法人が医療法の救急医療等確保事業に係る業務の継続的な実施に関する計画に係る認定を受けた医療法人である場合のその業務の実施に必要な救急医療等確保事業用資産の取得価額の見積額の合計額が追加されました。   | 医療法の一部を改正する法律（平成27年法律第74号）の施行の日（平28.9.1）から施行されます。                              |
| (10) 地方法人税の税率（地方法10①、11、改正法附則30①）   | ○ 各課税事業年度の基準法人税額に対する地方法人税の税率が10.3%（改正前4.4%）に引き上げられました。   | 平29.4.1以後に開始する課税事業年度の地方法人税について適用され、同日前に開始した課税事業年度の地方法人税については、従来どおり適用されます。      |
| (11) 新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除（措法59④、68の62④、改正法附則85）<br><br>(措令35②、39の89①、改正措令附則13、32②) | ○ 新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の額のうち海外探鉱法人出資の額が含まれている場合には、その海外探鉱法人出資について、海外投資等損失準備金制度と重複して適用できないこととされました。<br><br>○ 青色欠損金等のうちに控除できない金額があることにより生じた所得金額については、控除対象外とされました。  | 平28.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。<br><br>同 上 |
| (12) 国際戦略総合特別区域における指定特定事業法人の課税の特例（旧措法61、68の63の2、旧措令37、39の90の2、改正法附則1十一、95、118）      | ○ 本制度は廃止されました。   | 平28.4.1前に指定を受けた法人の適用事業年度分の法人税及び指定の取消日を含む事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。            |
| (13) 国家戦略特別区域における指定法人の課税の特例（措法61、68の63の2、措令37、39の90の2、改正法附則1十一）                     | ○ 青色申告書を提出する内国法人で各事業年度終了の日において国家戦略特別区域法の特定事業を実施する一定の法人に該当するもの（注1）が、その各事業年度（注2）において、国家戦略特別区域内において行われる特定事業に係る所得の金額として一定の金額を有する場合には、その金額の20%相当額の所得控除ができることとされました。なお、次の規定の適用を受ける事業年度においては、本制度は適用されません。<br>・ 国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却等又は法人税額の特別控除（措法42の10①②）<br>・ 国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却等又は法人税額の特別控除（措法42の11①②）<br>・ 沖縄の認定法人の所得の特別控除（措法60）<br>（注1） 改正国家戦略特別区域法の施行の日から平成30年3月31日までの間に国家戦略特別区域法の指定を受けたものに限りします。<br>（注2） その内国法人の設立の日から同日以後5年を経過する日までの期間内に終了する各事業年度等に限りします。 | 改正国家戦略特別区域法（平28.4.28現在審議中）の施行の日から施行されます。                                       |

| 改正事項   | 改正の内容   | 適用時期等   |
|--|---|---|
| (14) 交際費等の損金不算入（措法61の4①、68の66①）  | ○ 適用期限が平成30年3月31日まで2年延長されました。   | —   |
| (15) 中小企業者等以外の法人の欠損金の繰戻しによる還付の不適用（措法66の13①、68の98①）   | ○ 適用期限が平成30年3月31日まで2年延長されました。   | —   |
| (16) 社会保険診療報酬の所得の計算の特例（措法67①、68の99①、措令39の24の2①、39の122の2①、改正法附則1十ロ）   | ○ 対象となる事業年度について、特定公益法人等が普通法人に移行する場合の所得の金額の計算の特例の適用を受けた医療法人の救急医療等確保事業に係る業務を実施する一定の事業年度が除外されました。  | 医療法の一部を改正する法律（平成27年法律第74号）の施行の日（平成28.9.1）から施行されます。  |
| (17) 農地所有適格法人の肉用牛の売却に係る所得の課税の特例（措法67の3①⑤⑦⑧、68の101①）  | ○ 農地法の改正により農業生産法人の名称変更等が行われたことに伴い、所要の整備が行われました。   | —   |
| (18) 中小企業者の事業再生に伴い特定の組合財産に係る債務免除等がある場合の評価損益等の特例（措法67の5の2①、68の102の3①、改正法附則102、125）<br><br>（措令39の28の2①、39の124の2①、措規22の17の2①、22の80①、改正措令附則25、36、改正措規附則23、28）<br><br>（措法67の5の2①、68の102の3①） | ○ 対象となる中小企業者の範囲について、金融機関から受けた事業資金の貸付けに係る債務の弁済の負担を軽減するため、中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律の施行の日（平成21年12月4日）から平成28年3月31日までの間に条件の変更を受けたものに限定されました。<br><br>○ 確定申告書に添付すべき書類について、再建計画に係る計画書の記載事項から再生債権の取得対価の額を除外するとともに、第三者による確認書類の記載事項に再生債権の取得対価の額が適正であることを確認した旨が追加されました。<br><br>○ 適用期限が平成31年3月31日まで3年延長されました。 | 平28.4.1以後に再生計画認可の決定があったことに準ずる事実が生ずる場合について適用され、同日前に再生計画認可の決定があったことに準ずる事実が生じた場合については、従来どおり適用されます。<br><br>同 上<br><br>— |
| (19) 投資法人に係る課税の特例（措令39の32の3⑧、改正措令附則13）<br><br>（措令39の32の3⑩、改正措令附則13）  | ○ 特定の資産の割合が総資産の50%を超えていることとする要件について、次のとおり見直しが行われました。<br>イ 特定の資産のうち匿名組合契約等に係る権利について、主として有価証券、不動産等に対する投資として運用することを約するものに限定されました。<br><br>ロ 特定の資産の範囲に再生可能エネルギー発電設備を含めることができる期間について、再生可能エネルギー発電設備を最初に賃貸の用に供した日から20年（改正前10年）以   | 平28.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。<br><br>同 上                                      |

| 改正事項   | 改正の内容  | 適用時期等   |
|--|--|---|
| (措規22の19②⑦、改正措規附則24)   | <p>内に終了する各事業年度とされました。</p> <p>○ 投資法人の支払配当等の額が配当可能利益の額の90%を超えていることとする要件における配当可能利益の額について、原則として純資産控除項目の額のうち前期繰越利益の額を超える部分の金額を控除する等の調整措置が講じられました。</p> | <p>平28.4.1以後に支払う配当等の額に係る事業年度（以下「適用事業年度」といいます。）分の法人税について適用され、同日前に支払った配当等の額に係る事業年度（適用事業年度を除きます。）分の法人税については、従来どおり適用されます。</p> |
| <p><b>(20) 農業協同組合等の合併に係る課税の特例</b>（旧措法68の2一、改正法附則104）</p> <p>（措法68の2）</p> | <p>○ 対象となる合併について、農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併が除外されました。</p> <p>○ 適用期限が平成31年3月31日まで3年延長されました。</p>  | <p>平28.4.1前に行われた合併については、従来どおり適用されます。</p> <p>—</p>   |
| <p><b>(21) 特定投資信託に係る受託法人の課税の特例</b>（措令39の35の3⑥、改正措令附則13）</p>              | <p>○ 上記(19)イと同様の改正が行われました。</p>   | <p>上記(19)イの適用時期等と同じとなります。</p>   |